

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年3月17日
事業者の氏名又は名称	ジェイアール四国バス株式会社(法人番号5470001004840)(代表者 矢田栄一)
事業者の所在地	香川県高松市浜ノ町8番33号
営業所の名称	徳島支店
営業所の所在地	徳島県徳島市佐古3番町1503-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和7年3月10日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。